

# 佐賀競馬場デジタルサイネージ設置業務委託仕様書

## 1 業務名

佐賀競馬場デジタルサイネージ設置業務

## 2 目的

来場者へ様々な広報活動や利用案内をより効果的に行うことで、入場者数の増を図る。

## 3 業務期間

契約日から令和5年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 佐賀競馬場への機器の設置

佐賀競馬場へコンテンツ管理端末と表示装置（ディスプレイ）を設置し、運用できる体制を整えること。機器及び設置場所は以下のとおりとする。

	機器	設置場所
1	コンテンツ管理端末	提案すること
2	表示装置（ディスプレイ）	別紙『デジタルサイネージ設置個所』に指定する部分は設置必須とし、予算内で追加可能であれば、追加する設置機器及び設置場所を提案すること。 (佐賀競馬場内で最適と考える場所を提案すること。提案をもとに双方協議して決定することとする。)

表示装置（ディスプレイ）の性能要件については、以下の通りとする。

性能	内容
表示解像度	・フルハイビジョン（1920pix×1080pix）以上
輝度	・350cd/m <sup>2</sup> 以上
安全性	・利用者の激しい操作で画面が割れたりしないこと。万が一割れた場合でも利用者がけがをすることが無いような素材を選定すること。
ディスプレイ制御	・ディスプレイの制御コマンドが対応可能なもの。(状態確認、電源 ON/OFF、音量調整、入力切替など)

※屋外設置となるディスプレイについては、防水防塵排熱等、設置環境を鑑みた対策を必須とすること。

## 設置に関する留意事項

### (ア) 機器設置

双方協議により決定した場所にデジタルサイネージを設置すること。その際に必要とされる据付部材・金具は請負業者が用意をすること。またディスプレイ設置場所、及び事務所までの LAN 配線または無線機器は請負業者が設置し、電源についても本工事の範囲とする。

尚、電気工事実施においては、分電盤から各サイネージ間の工事を範囲とし、使用する分電盤は佐賀競馬場より指定する。

### (イ) サイネージシステム構築

別紙『(参考) デジタルサイネージ機能』を参考に、システムを提供すること。

専門技術的な知識を要することなく、更新管理業務が行える操作性を有すること。また 1 台の管理端末から各ディスプレイのコンテンツを一元的に管理できることを必須要件とする。

(『(参考) デジタルサイネージ機能』と異なるシステムを設置することは可能であるが、その際はシステムの選定理由を説明すること。)

### (ウ) コンテンツの作成

運用開始時点で表示させるコンテンツについて、事前に提供するデータ (PDF, JPEG, 音声, 動画等) の登録を代行することとし、コンテンツ自体の作成については見積には含まないものとする。

### (エ) 操作教育

システム導入時には運用開始前に職員が自由に操作練習できる環境を用意するとともに、操作を問題なく習得できるよう、操作教育・運用開始支援を行い、操作マニュアルを納入すること。

### (オ) 端末セキュリティ

納入 PC には全てウィルス対策ソフトを導入し、5 年間分の更新ライセンスを見積もりに含めること。

### (カ) 操作の権限管理

サイネージシステムの管理画面や、コンテンツ登録作業は表示装置ごとに適切な権限管理での運用ができること。(例：システム管理者など)

### (キ) サイネージディスプレイ制御装置

ディスプレイに制御用装置 (PC、制御ユニットなど) を必要とする場合は、機器を鍵付き筐体に格納する等して不正操作やいたづらを防止する対策を講じること。

## (2) 運用・保守サポート

以下に対応できる体制を整えること。

### (ア) システム運用支援

- ・提案サイネージシステムに精通した技術者が運用・操作に関するQ Aに対応できること。
- ・必要に応じて電話コールバックによるサポート、操作支援を行うこと。
- ・システムのレベルアップや機能追加があった場合には随時情報を提供すること。

### (イ) 障害・故障時対応

- ・不具合発生時の連絡対応、問診
- ・障害原因の切り分け作業
- ・不良部位修理を行うと共に、必要に応じてソフトウェア(本件調達分)の回復を実施すること。
- ・機器障害発生時には技術者が訪問して、必要に応じた部品交換を実施すること。  
尚、修理対応費については、本事業外とする。
- ・保守対応は原則として月曜～金曜 9:00～17:00 を受付時間とする。
- ・訪問修理の作業実施に際しては職員と十分な協議の上で対応すること。

## 5 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、事務局と随時打ち合わせをして行うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、事務局と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (3) 本案仕様書に基づき提案、納品される機材等に係る特許、実用新案、意匠法上の権利及び技術上の知識については、第三者の権利等を侵害することのないよう、提案者の責任において必要な措置を講ずること。
- (4) 競馬運営への影響を十分考慮すること。